

資料 (5)

通常運転時の健康被害について全く検討していない

「原子力防災の有効性が全く検証されていない問題について」の項と同様、原子力規制委員会設置法第3条が規定する「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」という規制委員会の任務に鑑みて、審査書案には重大な不完全さがある。

重大事故が防止できない可能性についてはすでに多くの人が警告しているが、玄海3, 4号機が稼働を再開すれば、通常運転においても原発周辺では健康被害が生じる恐れが大きい。森永徹氏の研究によれば、玄海原発周辺では、同原発の稼働によって住民の白血病死亡率が高くなったことが明らかにされた(注1)。

森永氏は通常運転時に原発から環境に放出されるトリチウムが原因として疑われると述べている。実際、玄海原発は過去の稼働時の2002年から2012年に826テラベクレルと、我が国の原発では最も多量のトリチウムを放出しており、これは福島原発事故で発生した汚染水中のトリチウムの量とほぼ等しい。

トリチウムの危険性については、ベータ線のエネルギーが小さいためベクレル当たりの吸収線量は小さい。しかし生体に容易に取り込まれ、水素として生化学的にも重要な元素であるため、特別なリスクがあることをECRR(欧州放射線リスク委員会)の2010年勧告が指摘している。すなわち「核変換と局所線量：水素結合と酵素増幅」による強調効果である(注2)。

したがって、トリチウムの周辺住民への健康影響の危険性が完全に払拭されない限り、玄海原発の稼働を許可すべきではない。

ちなみに、ECRRに関しては、原子力規制委員会設置法制定時の参議院環境委員会の付帯決議14項で、「放射線の健康影響に関する国際基準については、ICRP(国際放射線防護委員会)に加え、ECRR(欧州放射線リスク委員会)の基準についても十分検証し、これを施策に活かすこと」を求めている。

玄海原発周辺の住民の健康調査としては、1973年から2010年の間、原発3キロ圏内の玄海町8地区・鎮西町1地区で行われた「北部地区住民検診」が行われた。公費も投じて実施されたこの調査の資料は九電に渡されたにもかかわらず、住民には全く公開されていない(注3)。規制委員会は、このような情報の収集も含め、原発の稼働による周辺住民への健康影響について調査すべきであり、そのような検討を一切経ていない審査書は不当である。

資料 (5)

(注 1) 森永徹,「玄海原発と白血病の関連の検討」, 社会医学研究, 第 56 回日本社会医学学会総会講演集 (2015) p.94. ネット上では例えば次を参照されたい.

<http://jssm.umin.jp/lectures/2015.pdf>

(注 2) 放射線被ばくによる健康影響とリスク評価 — 欧州放射線リスク委員会 2010 年勧告, 明石書店 (2011), p.94.

(注 3) 玄海町議会 2016 年 3 月 10 日および 2016 年 6 月 16 日議事録参照.

http://www.town.genkai.saga.jp/town/tyogikai/000003085/pagefile/000003085_003_004.pdf

http://www.town.genkai.saga.jp/town/tyogikai/000003085/pagefile/000003085_005_004.pdf